

資料編

【資料1】感染症法による類型別感染症

類型	感染症名
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類	E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、A型肝炎、エキノコックス症、エムポックス、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ハンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類 (全数)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（A型肝炎及びE型肝炎を除く。）、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症

類型	感染症名
五類 (定点)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年（2020年）1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

最終改正：令和5年(2023年)5月26日

【資料2】伝播経路別動物由来感染症

伝播経路		具体例	動物由来感染症の例
直接伝播		咬まれる	狂犬病、カプノサイトファーガ感染症、パストレラ症、鼠咬症
		ひっかかれる	猫ひっかき病
	触れる	糞便	トキソプラズマ症、回虫症、エキノコックス症、クリプトコックス症、サルモネラ症
		飛沫・ <small>じんあい</small> 塵埃	オウム病、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症
その他		皮膚糸状菌症、ブルセラ症、ペスト	
間接伝播	節足動物等媒介	ダニ類	クリミア・コンゴ出血熱、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ライム病、野兔病
		蚊	日本脳炎、ウエストナイル熱、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症
		ノミ	ペスト
		ハエ	腸管出血性大腸菌感染症
	環境媒介	水	クリプトスポリジウム症、レプトスピラ症
		土壌	炭疽、破傷風
	動物性食品媒介	肉・肉製品	腸管出血性大腸菌感染症、E型肝炎、カンピロバクター症、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）、住肉孢子虫症、トキソプラズマ症
		鶏卵	サルモネラ症
		乳製品	牛型結核、Q熱、ブルセラ症
		魚介	アニサキス症、クドア症、ノロウイルス感染症

※1 「直接伝播」とは感染源である動物から直接人間にうつるもので、咬み傷や引っ掻き傷からの病原体の侵入が典型的で、口の周りや傷口をなめられてうつる場合もある。

※2 「間接伝播」とは感染動物体内の病原体を節足動物等が運んで人間にうつすもの、動物の体から出た病原体が周囲の環境（水や土等）を介して人間にうつるもの、病原体で汚染された畜産物等の食品摂取によりうつる場合もある。

（厚生労働省動物由来感染症ハンドブックより）

【資料3】 予防接種の種類別対象者及び標準的接種期間

	対象疾病	対象者（接種時期）※1	標準的接種期間※2
A 類 疾 病	H i b感染症	生後2月から生後60月に 至るまで	初回接種：生後2月から生後7月に至る までに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後7月から13月 までの間隔をおく（1回）
	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に 至るまで	初回接種：生後2月から生後7月に至る までに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後60日以上の間 隔をおいて生後12月から生後15月に至 るまで（1回）
	B型肝炎	1歳に至るまで	生後2月に達した時から生後9月に至る までの期間（3回）
	ジフテリア・ 百日せき・急 性灰白髄炎 （ポリオ）・破 傷風	第1期：生後2月から生後 90月に至るまで 第2期：11歳以上13歳未 満（第2期はジフテリア・ 破傷風のみ）	第1期初回：生後2月に達した時から生 後12月に達するまでの期間（3回） 第1期追加：第1期初回終了後12月か ら18月までの間隔をおく（1回） 第2期：11歳に達した時から12歳に達 するまでの期間（1回）
	結核（BCG）	1歳に至るまで	生後5月に達した時から生後8月に達す るまでの期間（1回）
	麻しん・風し ん※3	第1期：生後12月から生 後24月に至るまで 第2期：5歳以上7歳未 満のうち、就学前1年	第1期：生後12月から生後24月に至る まで（1回） 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学 前1年（1回）
	水痘	生後12月から生後36月に 至るまで	1回目：生後12月から生後15月に達す るまで 2回目：1回目の注射終了後6月から12 月の間隔をおく
	日本脳炎 ※4	1期：生後6月から生後90 月に至るまで 2期：9歳以上13歳未 満	第1期初回：3歳に達した時から4歳に 達するまでの期間（2回） 第1期追加：4歳に達した時から5歳に 達するまでの期間（1回） 第2期：9歳に達した時から10歳に達す るまでの期間（1回）

	対象疾病	対象者（接種時期）※1	標準的接種期間※2
A類疾病	ヒトパピローマウイルス感染症 ※3	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（3回）
	ロタウイルス感染症	ロタリックス：生後6週から生後24週に至るまで ロタテック：生後6週から生後32週に至るまで	ロタリックス：2回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで） ロタテック：3回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで）
B類疾病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	/
	高齢者の肺炎球菌感染症 ※3	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	

- ※1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象
- ※2 接種回数は、標準的接種期間に接種を行った場合のもの
- ※3 風しん、ヒトパピローマウイルス感染症は令和6年度(2024年度)までの間、高齢者の肺炎球菌感染症は令和5年度(2023年度)までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。
- ※4 日本脳炎について、平成7年度(1995年度)～平成18年度(2006年度)生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は20歳になるまで定期接種の対象

【資料4】松本市感染症対策委員会 令和5年度(2023年度)委員名簿

役 職	氏 名
松本市医師会 会長	花岡 徹
松本市医師会 感染症対策担当理事	水野 史
松本市歯科医師会 専務理事	山木 誠
松本薬剤師会 会長	田多井 健介
信州大学医学部附属病院 感染制御室副室長	金井 信一郎
松本市立病院 院長 (感染症指定医療機関)	中村 雅彦
長野県看護協会 専務理事	石井 絹子
松本市校長会 中山小学校 校長	宮田 恭子
松本市社会福祉協議会 在宅福祉課長	西原 秀二
松本広域消防局 警防課長	越口 匡浩

(敬称略)